

第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 46 回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、千葉県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、千葉県漁業協同組合連合会代表理事長、旭市長及び銚子市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 監事は、千葉県会計管理者、旭市会計管理者及び銚子市会計管理者をもって充てる。
- 6 顧問は、千葉県議会議長、千葉県議会農林水産常任委員会委員長、旭市議会の議長及び銚子市議会の議長をもって充てる。
- 7 参与は、報道機関とし、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員等の職務)

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
- 6 参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

(委員等の任期)

第 6 条 委員等の任期は実行委員会設立の日から第 18 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 前項ただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、千葉県職員の例に準じて支給する。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに、監事、顧問及び参与をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会の企画及び運営に係る基本事項に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 幹事会に委任する事項に関すること。

(6) その他大会の開催に係る重要な事項に関すること。

5 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人若しくは書面による議決権の委任又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用（代理人による使用を含む。）による議決権の行使ができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

7 監事、顧問及び参与は、代理人の出席又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用（代理人による使用を含む。）により、総会に出席したものとみなす。

8 総会の議事は、出席した実行委員（第6項による出席を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

10 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

11 前項の規定による委員等以外の者への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

12 前項ただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、千葉県職員の例に準じて支給する。

(会長の専決処分)

第9条 会長は緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条第4項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 幹事会

(幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって組織する。
- 3 幹事長は、千葉県農林水産部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、千葉県漁業協同組合連合会専務理事、旭市農水産課長及び銚子市水産課長をもって充てる。
- 5 幹事は、会長が別に指名する者をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関する事。
- 8 第6条及び第7条の規定は、幹事等について、第8条第5項、第6項及び第8項から第12項までの規定は、幹事会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに第8条第10項及び第11項中「委員等」とあるのは「幹事等」と、第6条第2項、第7条第1項及び第8条第9項から第11項までの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、第8条第5項、第6項及び第8項中「実行委員」とあるものは「幹事等」と、第8条第5項、第6項及び第8項から第10項までの規定中「総会」とあるものは「幹事会」と読み替えるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、幹事会の会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第11条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第12条 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) 総務・広報部会
 - (2) 式典・放流行事部会
 - (3) 宿泊・輸送・警備部会
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、幹事長が必要と認めて設置する専門部会
- 2 専門部会は、幹事長が指名する部会員（以下「部会員」という。）をもって組織し、幹事長が必要に応じて招集する。
 - 3 専門部会の部会長は、部会員の中から互選によって決定し、会議の議長となる。
 - 4 専門部会の部会長は、専門部会で審議した結果について幹事会に報告する。
 - 5 第6条及び第7条の規定は部会員について、第8条第5項、第6項及び第10項から第12項までの規定は専門部会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項、第7条第1項、第8条第10項及び第11項中「委員等」並びに第8条第5項及び第6項中「実行委員」とあるものは「部会員」と、第6条第2項、第7条第1項、第8条第10項及び第11項中「会長」とあるものは「幹事長」と、第8条第5項、第6項、第10項中「総会」とあるものは「専門部会」と読み替えるものとする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(部会長の職務)

第13条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員の互選によって部会長代理を決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を千葉県農林水産部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(会計)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあっては、実行委員会の設立の日）に始まり翌年3月31日に終了する。ただし、次条第1項の規定により解散したときは、この限りではない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、千葉県の財務に関する諸規程に準ずるものとするほか、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成され、総会において事業報告及び決算について議決を受けた後に解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、千葉県に帰属するものとする。

第8章 補則

(事故の処理)

第19条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得て、これを処理しなければならない。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和7年10月20日から施行する。

附則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この会則は、令和8年7月1日から施行する。

【別表】

	区分	組織名	役職	備考
01	会長	千葉県	知事	
02	副会長	千葉県漁業協同組合連合会	代表理事会長	
03		旭市	市長	
04		銚子市	市長	
05	委員 (水産団体)	公益財団法人千葉県水産振興公社	理事長	
06		千葉県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長	
07		一般財団法人千葉県漁業振興基金	理事長	
08		東日本信用漁業協同組合連合会	経営管理委員会会長	
09		千葉県漁業共済組合	組合長理事	
10		全国共済水産業協同組合連合会 関東東海事業本部千葉支店 千葉県 JF 共済推進本部	会長	
11		日本漁船保険組合 千葉県支所	運営委員長	
12		全国漁業信用基金協会 千葉支所	執行役員	
13		一般社団法人千葉県漁港漁場協会	会長	
14		千葉県水産加工業協同組合連合会	代表理事会長	
15		千葉県漁協女性部連絡協議会	会長	
16		千葉県漁業士会	会長	
17	委員 (農林・環境団体)	千葉県農業協同組合中央会	代表理事会長	
18		千葉県森林組合連合会	代表理事会長	
19		一般財団法人千葉県環境財団	理事長	
20	委員 (各種団体)	一般社団法人千葉県商工会議所連合会	会長	
21		千葉県商工会連合会	会長	
22		千葉県中小企業団体中央会	会長	
23		千葉県経営者協会	会長	
24		千葉県経済同友会	代表幹事	
25		一般社団法人千葉県経済協議会	会長	
26		一般社団法人千葉県中小企業家同友会	会長	
27		公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー	代表理事	
28		公益社団法人千葉県観光物産協会	会長	
29		千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	
30		成田国際空港株式会社	代表取締役社長	
31		東日本旅客鉄道株式会社 千葉事業本部	千葉事業本部長	
32		京成電鉄株式会社	代表取締役社長	
33		東日本高速道路株式会社 関東支社	観光推進役	
34		一般社団法人千葉県バス協会	会長	
35		一般社団法人千葉県タクシー協会	会長	
36		千葉県博物館協会	会長	

37	委員 (県関係機関)	千葉県総務部	部長	
38		千葉県総合企画部	部長	
39		千葉県防災危機管理部	部長	
40		千葉県健康福祉部	部長	
41		千葉県環境生活部	部長	
42		千葉県環境生活部スポーツ・文化局	局長	
43		千葉県商工労働部	部長	
44		千葉県農林水産部	部長	
45		千葉県県土整備部	部長	
46		千葉県企業局	局長	
47		千葉県教育庁	教育長	
48	委員 (沿海市町村等)	東京湾地域栽培漁業推進協議会 (事務局：富津市)	市長	
49		東安房地域栽培漁業推進協議会 (事務局：南房総市)	市長	
50		夷隅地域栽培漁業推進協議会 (事務局：御宿町)	町長	
51		銚子・九十九里地域栽培漁業推進協議会 (事務局：銚子市)	市長	
52		千葉県市長会	会長	
53		千葉県町村会	会長	
54	委員 (警備関係)	千葉県警察本部	本部長	
55		銚子海上保安部	部長	
56	監事	千葉県	会計管理者	
57		旭市	会計管理者	
58		銚子市	会計管理者	
59	顧問	千葉県議会	議長	
60		千葉県議会農林水産常任委員会	委員長	
61		旭市議会	議長	
62		銚子市議会	議長	
63	参与	株式会社朝日新聞社 千葉総局	総局長	
64		株式会社読売新聞社 千葉支局	支局長	
65		株式会社毎日新聞社 千葉支局	支局長	
66		株式会社日本経済新聞社 千葉支局	支局長	
67		株式会社産業経済新聞社 千葉総局	総局長	
68		東京新聞 千葉支局	支局長	
69		一般社団法人共同通信社 千葉支局	支局長	
70		株式会社時事通信社 千葉支局	支局長	
71		日本放送協会 千葉放送局	局長	
72		株式会社千葉日報社	編集局長	
73		千葉テレビ放送株式会社	報道局長	
74		株式会社日刊工業新聞社 千葉支局	支局長	
75		株式会社ベイエフエム	代表取締役社長	